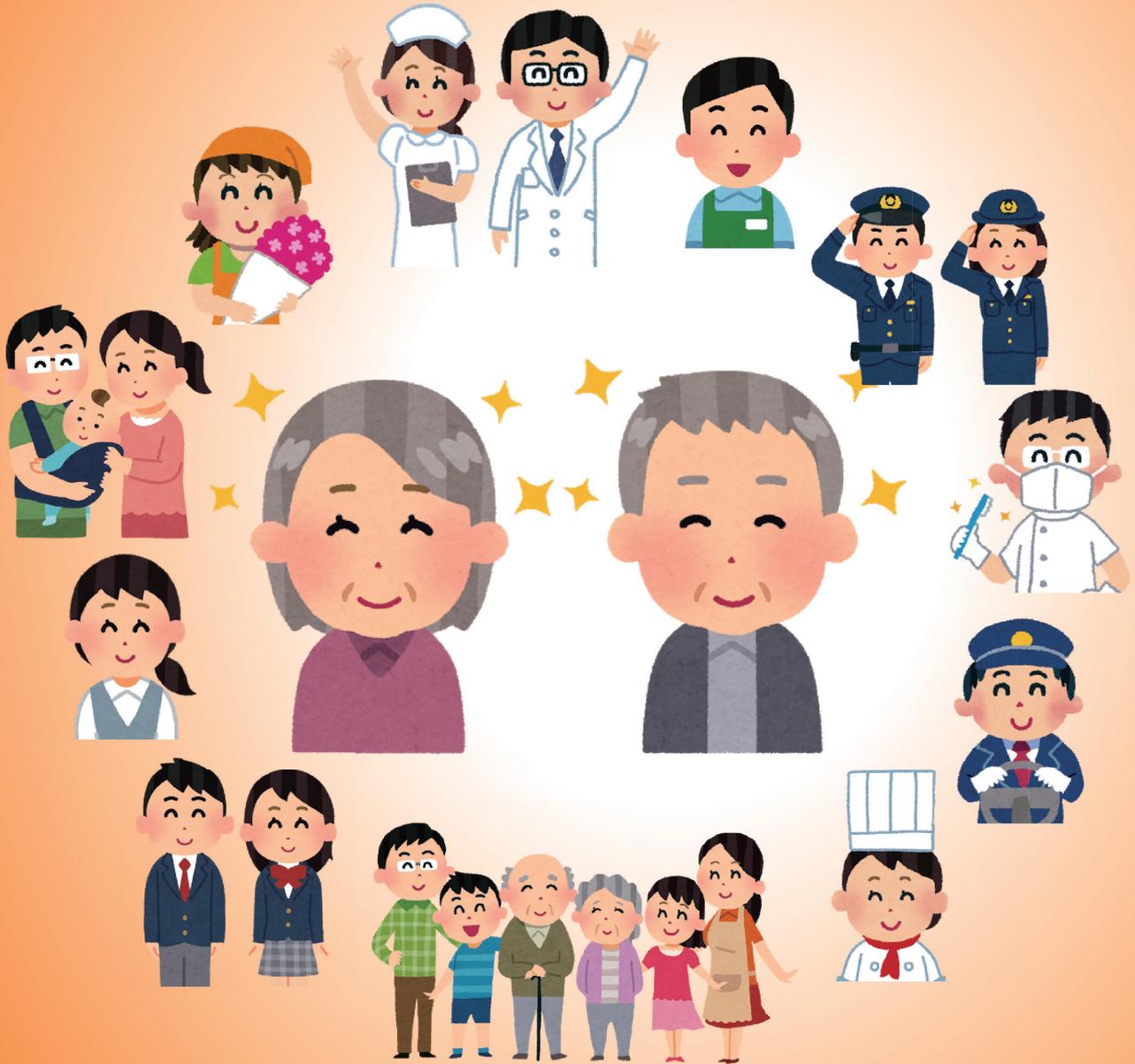


認知症ケアパス

知ってあんしん 認知症ガイドブック



認知症の方とその家族を支える地域づくりを目指して

函館市

「知ってあんしん認知症ガイドブック」を手にとっただき、ありがとうございます。

認知症は、高齢になるにつれて誰にでも起こりうるものです。

函館市は全国および北海道よりも高齢化が進んできている中、家族や身近な方が認知症になることを含め、多くの方にとって身近なものとなっております。

認知症の方が認知症とともによりよく生きていくことができ、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けられるような社会にできたらと思い、認知症のことはもちろん、相談できる窓口、医療のこと、暮らしのこと、交流できる場所などについてまとめました。

『自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。』

これは2018年に日本認知症本人ワーキンググループが表明した「認知症とともに生きる希望宣言」のうちの一つです。私たちのまち函館で、認知症かもしれないと不安に思っている方、認知症と診断された方とその家族、医療・介護に携わる方、民間企業の方、地域の方など多くの方とが一緒に歩んでいけるよう、このガイドブックが、少しでもお役に立てると幸いです。

今すぐにすべてを読む必要はありません。気になったページからご覧ください。

函館市は、今後も認知症への理解を深めていただけるよう取り組んで行きます。

もくじ

はじめに

1 認知症について	1
（1）認知症は身近な病気	1
（2）認知症とは	1
（3）認知症の種類	2
（4）認知症の症状	3
（5）早期受診・診断、早期治療が大切なわけ	4
2 認知症の方の気持ちと付き合い方のポイント	5
（1）本人の気持ち	5
（2）認知症の方との接し方 10ヶ条	6
3 予防について	7
（1）認知症予防のためのポイント	7
（2）軽度認知障害（MCI）	8
（3）あたまの健康チェック	8
4 自分でできる認知症の気づきチェックリスト	9
5 認知症の症状とケアの流れ	11
6 地域で暮らし続けるために	13
（1）介護保険制度	13
（2）地域の取り組み・資源	15
（3）お金の管理ややりくりに困ったら	17
（4）外出について悩んだら	19
7 若年性認知症の方へのご案内	21
8 受診を考えたら	23
（1）かかりつけ医	23
（2）かかりつけ薬局	23
（3）認知症疾患医療センター	23
（4）認知症サポート医のいる医療機関	24
（5）在宅歯科医療連携室	24
9 相談先について	25
（1）市役所	25
（2）函館市地域包括支援センター	26
（3）函館市医療・介護連携支援センター	27
（4）その他	27

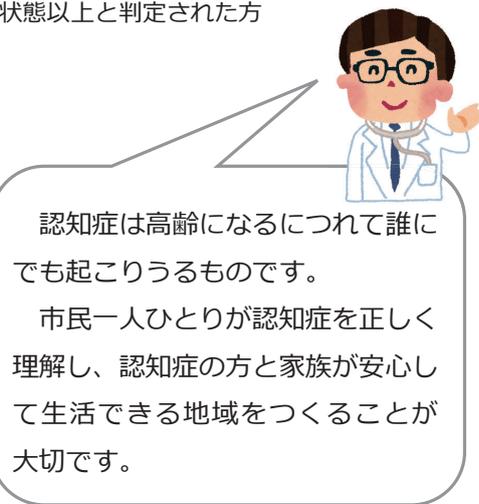
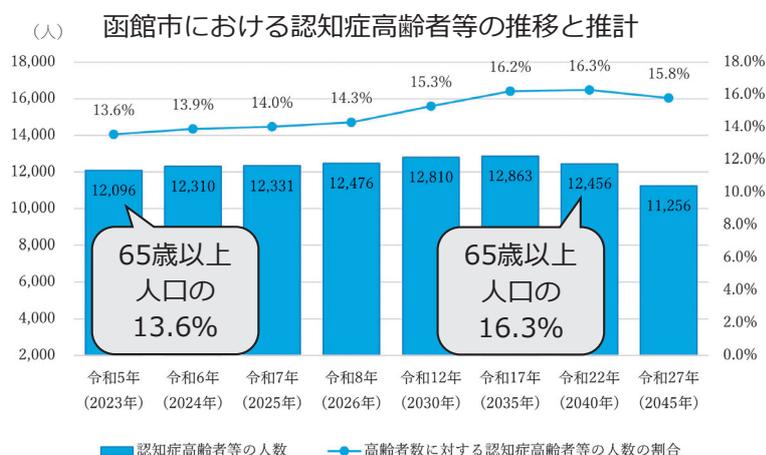
1 認知症について

(1) 認知症は身近な病気

厚生労働省によると、全国の認知症高齢者は、2012（平成24）年は462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人でしたが、2025（令和7）年には約5人に1人になると推計されています。

函館市においては、2023（令和5）年9月末時点の状況をもとに2030（令和12）年から2035（令和17）年までの認知症高齢者等の人数を推計した結果、更に増えるものと予測されます。

※認知症高齢者等とは、要介護（要支援）認定者（第2号被保険者を含む）の日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態以上と判定された方



資料) 第10次函館市高齢者保健福祉計画・第9期函館市介護保険事業計画（2024年度～2026年度）

(2) 認知症とは

「認知症」とは、記憶や判断する力が低下したり、時間や人、場所の認識ができないなど認知機能の障がいが起こり、その結果、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態をいいます。

加齢によるもの忘れと認知症の違い

誰でも年齢とともに、もの覚えがわるくなったり、人の名前が思い出せなくなったりします。このようなもの忘れは脳の加齢によるものです。

「加齢」によるもの忘れと「認知症」の症状は大きく異なります。

認知症によるもの忘れ	加齢によるもの忘れ
体験の「全部」を忘れる	体験の「一部」を忘れる
「食べたこと自体」を忘れる	「何を食べたか」思い出せない
「約束したこと自体」を忘れる	「約束をすっかり」忘れてしまった
目の前の人「誰なのか」わからない	目の前の「人の名前」が思い出せない
置き忘れ、紛失が「頻繁」になる	物を置いた場所を「しばしば」思い出せない
「ヒントがあっても」思い出せない	「ヒントがあると」思い出せる

*これはあくまで目安です。あてはまらない方もいます。

(3) 認知症の種類

○アルツハイマー型認知症

女性に多く、進行は緩やか。
記憶障がい著しく、特に最近の記憶（短期記憶）が不得意になります。



うつ状態が見られることもあります。

【特徴】

- ・ 同じ質問を何度も聞く
- ・ 物事の段取り（食事の準備など）が悪くなる
- ・ 日にちが分からなくなる
- ・ 約束をしたことを覚えていない など

○脳血管性認知症

男性に多く、脳の血管障がい
で脳細胞が死滅することで発症します。



脳血管障がいのリスクとなる
高血圧、糖尿病などの治療・改善が予防につながります。

【特徴】

- ・ 意欲が低下する
- ・ もの忘れがあるわりにはしっかりしている（まだら認知症）
- ・ 手足の麻痺がある など

○レビー小体型認知症

初期のころはもの忘れより、
うつ状態、失神、震えといった
症状が出たり、目の前に
ないはずのものが見える
(幻視) を認めたりすることがあります。



【特徴】

- ・ いないはずの子どもや虫が見えると言う
- ・ 夢を見て反応し大声を出す
- ・ 初期の頃はもの忘れの症状は軽い など

○前頭側頭型認知症

もの忘れの症状は軽いものの、
意欲や理性、感情をコントロール
することが難しくなります。

万引きや無銭飲食などで周囲を
困惑させることもあります。

【特徴】

- ・ 同じ行動を繰り返す
- ・ 同じ食品を際限なく食べる
- ・ 周囲を顧みず自己本位な行動が目立つ など

若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症をいいます。

高齢者の認知症と特に病的に違いはないと言われていますが、若年性認知症は年齢が若い
ため、家庭内での問題や経済的な問題、病気に対する社会的誤解や偏見のため、本人だけでは
なく、家族の生活にも影響が大きく、多くの支援が必要になることが多いため早めの相談が
大切です。

* 若年性認知症の方へのご案内 21ページ

(4) 認知症の症状

認知症の症状はさまざまですが、**中核症状**と**行動・心理症状 (BPSD)**の2種類に大きく分けられます。

中核症状

病気などにより脳の細胞が壊れ、その細胞が担っていた機能が失われたために起きる症状

● 記憶障がい

- ・ さっき聞いたことが思い出せない
- ・ 覚えていたはずの記憶が失われる



● 実行機能障がい

- ・ 前もって計画を立てることができない
- ・ 家電や自販機などが使いこなせない

● 見当識障がい

- ・ 時間・季節・場所等が分からなくなる
- ・ 道順などが分からなくなる

● 理解・判断力の障がい

- ・ 考えるスピードが遅くなる
- ・ いつもと違うことで混乱しやすくなる

主な行動・心理症状 (BPSD)

「中核症状」により生活上の困難にうまく適応できない場合に、本人の性格、環境、身体状況が加わって起きる症状

● 幻覚 (幻視・幻聴)

- ・ 実在しない音や声が聞こえる幻聴や
実在しないものが見える幻視など

● 妄想

- ・ ものを盗られたと訴えるなど、現実にはあり得ないことを真実と信じ込む

● 外出中に道に迷う

- ・ 本人なりの理由で外出したが、
道が分からなくなったり、
外出の目的を忘れてしまい道に迷う



● 不安・焦燥

- ・ 不安になり、日常のささいなことを
心配する



● うつ状態

- ・ 気分が沈む
- ・ 何に対しても興味を示さない

● せん妄

- ・ 一時的に注意力や思考力が低下する状態
- ・ 幻覚、暴言・暴力がみられることがある

● 暴言・暴力

- ・ 大きな声をあげる
- ・ 暴力をふるう

● 不潔行為

- ・ 主に排泄に関連した行動がうまくでき
ずに起こり、便いじりなどがある

● 不穏・興奮

- ・ 落ち着かない
- ・ イライラしやすい



● 介護抵抗

- ・ 介護者に反抗的な
態度を示し拒否する



(5) 早期受診・診断、早期治療が大切なわけ

認知症と同じ症状であっても、別の病気が原因であったり、症状が一時的なものもあります。また、認知症の発症や進行を遅らせることが可能な場合があります、今後の生活に向けて準備することができます。

早期受診のメリット

症状から、認知症と「間違われやすい」病気もあります

正常圧水頭症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、甲状腺ホルモン異常などによって一時的に現れる認知症のような症状は治療でかなり良くなる場合があります。また、今服用している薬の副作用や、複数の薬の飲み合わせで症状が出ていることもあります。

発症や進行を遅らせることが可能な場合があります

認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）のうちに対応や治療をすることで、その後の症状が緩やかになったり、維持することが期待できます。

* 8 ページへ

今後の生活に備えることができます

認知症の症状が軽いうちに、今後の生活について本人の意思や希望について確認することができ、本人や家族が、さまざまな制度やサービスの情報を得ることで、今後の生活の備えや見通しを立てることができます。

早期治療が大切

早くから認知症に気づき、医療機関を受診して薬による治療（薬物療法）を受けることにより、進行を緩やかにできる場合があります。

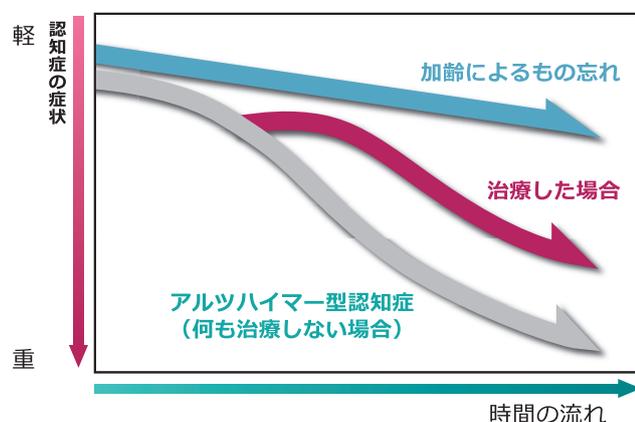
また、地域の社会資源（デイサービスや健康教室等）を利用し、人とのコミュニケーションやゲームなどを楽しむことで、家庭生活にはない刺激を与え、脳や心の活性化を図る方法（非薬物療法）もあります。

いずれにしても、早期から適切な治療を受けて認知症の進行を遅らせることにより、家族と一緒に過ごす時間を長くすることや、介護者の負担を軽減することが期待できます。

時間の流れと認知症の症状

出典：相談 e-65

(<https://soudan-e65.com>)



認知症かもしれないと気になったら

◆ チェックリストは9ページにあります ◆



2 認知症の方の気持ちと付き合い方のポイント

(1) 本人の気持ち

認知症の症状に
最初に気づくのは
本人です

「認知症の本人に
自覚がない」
は大きな間違い

認知症の人は
何もわからないのでは
ありません。
誰よりも一番心配なもの、
苦しいもの、悲しいもの
本人です。

出典：認知症サポーター養成講座標準教材

『認知症も診断されたときから始まるものではありません。認知症かそうでないかは
実際には線引きはできません。

あなたの人生を自然に歩むことが大切です。少しの工夫と助けを使って。
あなたが、病院に行くのは認知症の診断のためではありません。自分らしく生きるための
ヒントを見つけるためです。』

「もしも 気になるようでしたらお読みください」 本文より抜粋



この冊子は下記のQRコードから自由に
ダウンロードすることができます。
もしも気になる方がいればあなたからお渡しください。



パソコンでは、**DC-NET もしも認知症** **検索** と検索してください。
ダウンロードすることができます

違和感を覚えている人が、自分で地域包括支援センターに行こうと思えるように、
認知症という言葉をできるだけ使わない絵本のような冊子をつくりました。

認知症介護研究・研修仙台センター

(2) 認知症の方との接し方 10ヶ条

少しずつ進行する認知症の症状に合わせて、介護する側も認知症への理解を深め、「接し方10ヶ条」を基本に、認知症の人の心理や行動を少しずつ受け入れていきましょう。

1 ゆっくり 1つずつ簡潔に

穏やかにゆっくり話すように心掛けると共に、1つずつ簡潔に伝えるようにしましょう。

2 余裕を持って 穏やかな気持ちで対応

雰囲気を感じ察知しています。介護者のいら立ちは本人に伝わることを理解しておきましょう。

3 思い出させない、 間違いを正さない

無理に思い出させようとせず、言い分をよく聞いて、話を合わせます。

4 がんばり過ぎない、 抱え込まない

悩みは家族だけで抱え込まないこと。また、介護者の健康管理もしっかりしておきましょう。



5 本人の視界に入った ところで声をかける

突然声をかけられるとびっくりします。視界に入ったところで目を見て話すようにします。



6 信頼関係を大切にする

介護に信頼関係は不可欠です。いつも味方、という態度できちんと接しましょう。

7 しかったり、 命令しない

介護者が感情的な物言いをしたり、命令口調だと症状を助長しかねません。

8 自尊心を大切に、 敬意を払う

症状が進んでも恥ずかしい、つらい思いはあります。プライドを傷付けないようにします。

9 受け入れて共感する

無理のない範囲で受け入れることで、双方のイライラや不安が抑えられます。



10 行動パターンを観察し、 早めにフォロー

一日の生活パターンを観察し、転倒や火災といった事故防止策、排泄などの対策を立てます。

3 予防について

(1) 認知症予防のためのポイント

運動や食事、睡眠など、生活習慣に気を付けたり、脳を活性化する活動をすることが認知症の発症を遅らせる可能性があると考えられています。

ポイント①

バランスのとれた食事

塩分や脂質のとりすぎに注意し、肉や魚、野菜などのバランスのとれた食事を意識してとりましょう。また、栄養不足にも注意しましょう。栄養不足は老化を促進してしまいます。



ポイント②

適度な運動習慣を

体を動かすことで、脳細胞の活性化につながると言われています。取り組みやすいのはウォーキングです。有酸素運動は生活習慣病の予防にも効果的です。



ポイント③

脳を活発に使うことを意識する

本や新聞などを読む、日記をつけるなど、頭を使って脳に刺激を与える生活を心がけましょう。



ポイント④

しっかり休養を

体だけでなく、脳の休養も大切です。1日30分程度の昼寝はアルツハイマー型認知症の予防に効果的です。しかし、長時間の昼寝は逆効果なので注意が必要です。



ポイント⑤

たばこは吸わない

たばこは動脈硬化を進め脳血管障がいを引き起こすほか、アルツハイマー型認知症の原因にもなることが分かっています。また、喫煙を続けると肺がんや呼吸器疾患、歯周病などが悪化するリスクが増します。



ポイント⑥

歯と口のケアも忘れずに

健康な歯を保つことは全身の健康や認知症予防にもつながります。また、歯や口の機能の低下は高齢期に体が弱っていく前兆であることが分かっています。しっかりとかみ、歯磨きや、入れ歯の手入れを丁寧に行いましょう。



ポイント⑦

外に出て人とコミュニケーションを

コミュニケーションは、あらゆる認知機能を活用する非常に高度な脳の動きといわれています。

地域活動へ参加して人との交流を続けることや、趣味に打ち込み脳を活用することが大切です。



ポイント⑧

寝たきりにならないための転倒予防

高齢者は転倒による骨折から寝たきりになり、生活が不活発になることで認知症を招いてしまうことがあります。

転びにくい服選びや家の中の段差の解消など転倒予防を心がけましょう。また、乳製品などカルシウム豊富な食品をとり骨折しづらい「からだ」づくりを心がけることも大切です。

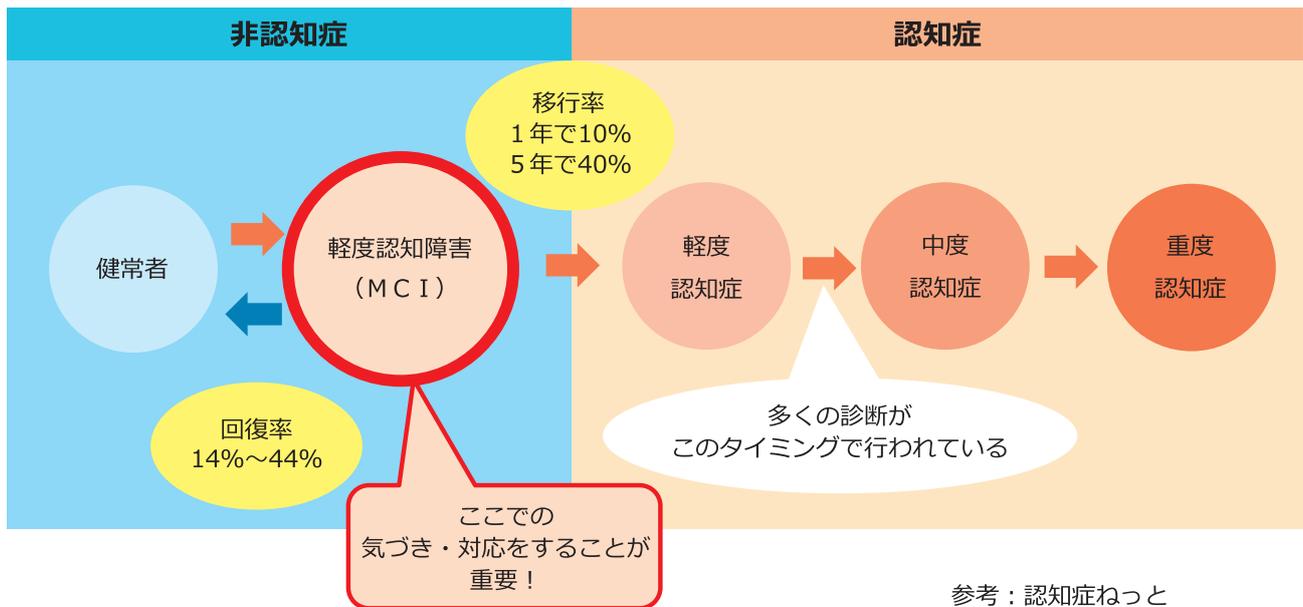


(2) 軽度認知障害 (MCI)

認知症におけるもの忘れのような記憶障害が現れるものの、日常生活への影響はほとんどなく、正常な状態と認知症の間ともいえる状態のことを軽度認知障害といいます。

軽度認知障害の方は1年後に10~15%が認知症に移行するとされており、認知症の前段階と考えられています。早期に気づき、適切な治療・予防をすることで回復したり、発症を遅らせることがあります。

認知機能低下に対する適切な対策を行うことで、軽度認知障害になったとしても、認知症の症状が最後まで出ずにすむ方もいます。



(3) あたまの健康チェック

10分でできる！65歳以上の方の「あたまの健康チェック」

* 認知症の診断をするものではありません

もの忘れが気になる方も、気にならない方も、1年に1回「あたまの健康チェック」をして、脳の健康について考えてみませんか。

専用のコールセンターに電話をして、10分程度の質問に受け答えすることにより、記憶力などをチェックし、認知症予防に取り組みましょう。

家族みんなの笑顔のために

最近、もの忘れが増えたと感じる方へ

10分でできる! あたまの健康チェック

以下に当てはまる方は、すずんで受けましょう。

- リスク要因***に1つでも当てはまる方
- もの忘れが気になる方
- これまでに**脳ドック**を受けたことがない方
- ご家族に認知症の方**がいらっしゃる方

※リスク要因

- 糖尿病
- 高血圧
- 脂質異常症
- 喫煙
- 肥満
- 運動不足
- 頭部外傷
- アルコール依存
- 脳血管性疾患
- 甲状腺機能障害
- 歯周病
- よく聴かない (よく聴めない)

検査は電話での質問テストのみで、約1週間で結果がわかります。

問合せ先 高齢福祉課 介護予防担当

TEL 21-3082

4 自分でできる認知症の気づきチェックリスト

最もあてはまるところに○をつけてください。

自分でできる 認知症の気づきチェックリスト	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
チェック① 財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック② 5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック③ 周りの人から「いつも同じ話を聞く」などのもの忘れがあるとされますか	1点	2点	3点	4点
チェック④ 今日が何月何日かわからないときがありますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑤ 言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	1点	2点	3点	4点



※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。
認知症の診断には医療機関での受診が必要です。
※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。



「ひょっとして認知症かな？」気になり始めたら自分で
チェックしてみましょう。

※家族や身近な方がチェックすることもできます。

最もあてはまるところに○をつけてください。

自分でできる 認知症の気づきチェックリスト	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	できない
チェック⑥ 貯金の出し入れや、家賃や公共料金の 支払いは一人でできますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑦ 一人で買い物に行けますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑧ バスや電車、自家用車などを使って一人 で外出できますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑨ 自分で掃除機やほうきを使って掃除が できますか	1点	2点	3点	4点
チェック⑩ 電話番号を調べて、電話をかけること ができますか	1点	2点	3点	4点

チェックしたら、

①から⑩の合計を計算 ▶ 合計点 点

20点以上の場合、認知機能や社会生活に
支障が出ている可能性があります。

25～27ページに紹介している相談機関や医療機関に相談してみましょう。



出典：「知って安心認知症」

東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課／令和6年3月発行

「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の無断掲載は御遠慮ください。

5 認知症の症状とケアの流れ

認知症は少しずつ進行し、症状が変化していきます。家族や周囲の方々が認知症を理解して、さりげなく自然な対応をしていくことが大切です。

原因疾患や身体状況によって経過が異なりますので、下記のような一般的な経過をたどるわけではありませんが、今後の介護や対応の目安としてください。

	健常者	軽度認知障害（MCI）
認知症の段階	自立	
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりや介護予防・認知症予防に取り組む ●地域とのつながり（社会参加）を大事にする 	<ul style="list-style-type: none"> ●もの忘れが増えるが自覚がある（人から言われ始める） ●日常生活は自立しているが、計算間違いや漢字のミスなどが増える 
家族の心得・対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●本人と一緒に認知症予防に関する取り組みを実践 	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢のせいにはせず、気になり始めたら、早めにかかりつけ医や各種窓口にご相談 
医療	元気なうちに、かかりつけ医を見つけましょう	早めにかかりつけ医等に相談し、検査を受けましょう
サービス等	もの忘れの進行を予防したいと思ったら 認知症予防のためのポイント（7ページ）	家事や身の回りのことにサポートが必要と感じたら 介護保険サービス（13ページ）、配食などのサービスの利用 高齢者・介護総合相談窓口 TEL 21-3025

認知症の方のリハビリは、症状の進行を防いだり、認知機能の維持だけではなく、楽しみづくりや笑顔を生む効果があります。

本人の経験を活かした活動（家事や趣味など）で能力を引き出したり、着替え・トイレ・入浴など日常生活が維持できるよう、その人らしく生き生きと暮らせるようにリハビリは大切です。

かかりつけ医またはケアマネジャーにご相談ください。



認知症（軽度）	認知症（中度）	認知症（重度）
誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活を送るには 支援や介護が必要	常に専門医療や 介護が必要
<ul style="list-style-type: none"> ● 同じことを何度も聞くようになる ● ものや人の名前が出てこない ● 置き忘れやしまい忘れが増える ● 料理や買い物、金銭管理などが難しくなってくる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「物を盗られた」などの発言をする ● 洋服の着替えがうまくできなくなる ● 家までの帰り道が分からなくなる ● 読み書きが苦手になる ● もの忘れの自覚がない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食事、トイレ、お風呂、移動などの日常生活に関することが、誰かの助けがないと難しい ● 車いすやベッド上での生活が長くなる ● 言葉数は少なくなるが、感覚（目・耳・鼻などの機能）は残っている
<ul style="list-style-type: none"> ● 同じことを聞かれても、きちんと返答 ● 本人ができることや生きがいに行っていることを全て取り上げず、本人ができないことだけをサポート ● 認知症についての知識を深め、介護サービスの利用を開始する 	<ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな症状が現れてきて疲れる時期。人の助けを借りよう ● 通所系サービスに加えて、訪問系や泊まり系サービスなどの検討をしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が安心できる環境づくりを心掛ける ● 最後の迎え方について家族間で話し合いをしておく

定期的に受診し、専門的な治療を続けましょう

認知症の方のケアの仕方や つきあい方に悩んだら	金銭管理や判断に 自信がなくなったら	さまざまな生活の場を 知りたいと思ったら
認知症カフェ、 家族の会への参加 (16ページ)	日常生活自立支援事業、 成年後見制度の利用 (17ページ)	住まいの選択（施設利用） 高齢者・介護総合相談窓口 TEL 21-3025

6 地域で暮らし続けるために

(1) 介護保険制度

利用するには、市役所や各支所窓口で要介護認定の申請が必要です。

申請は本人や家族のほか、函館市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などでも代行可能です。

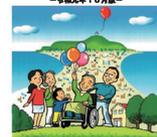
ホームヘルパーの訪問やデイサービス、また福祉用具のレンタルやショートステイなどの日常生活上の支援を利用できます。本人に必要な介護の程度（要介護度）に応じて、ケアマネジャーによるケアプランに基づきサービスを利用できます。



介護保険制度（保険料、サービス費用、サービス利用の手続き）については、「介護保険と高齢者福祉の手引き」をご覧ください。

「介護保険と高齢者福祉の手引き」は、市役所・各支所・函館市地域包括支援センターで配布しているほか、市のホームページにも掲載しております。

介護保険と 高齢者福祉の手引き



目次	1
介護保険のしくみ	2
介護保険料の計算	3
介護保険料の徴収	4
介護保険料の滞り	5
介護保険料の滞りによる滞りサービス	6
介護保険料の滞りによる滞りサービス	7
介護保険料の滞りによる滞りサービス	8
介護保険料の滞りによる滞りサービス	9
介護保険料の滞りによる滞りサービス	10
介護保険料の滞りによる滞りサービス	11
介護保険料の滞りによる滞りサービス	12
介護保険料の滞りによる滞りサービス	13
介護保険料の滞りによる滞りサービス	14
介護保険料の滞りによる滞りサービス	15
介護保険料の滞りによる滞りサービス	16
介護保険料の滞りによる滞りサービス	17
介護保険料の滞りによる滞りサービス	18
介護保険料の滞りによる滞りサービス	19
介護保険料の滞りによる滞りサービス	20
介護保険料の滞りによる滞りサービス	21
介護保険料の滞りによる滞りサービス	22
介護保険料の滞りによる滞りサービス	23
介護保険料の滞りによる滞りサービス	24
介護保険料の滞りによる滞りサービス	25
介護保険料の滞りによる滞りサービス	26
介護保険料の滞りによる滞りサービス	27
介護保険料の滞りによる滞りサービス	28

問合せ先 **高齢者・介護総合相談窓口**

TEL 21-3025

介護の税金控除（医療費控除・障害者控除）



所得税および住民税を計算する際に控除される場合があります。

介護保険が適用される介護サービス費用の中で、医療と関連性のあるサービスは医療費控除の対象となります。

「在宅サービスの医療費控除」「施設サービスの医療費控除」は、領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されています。

- 寝たきりの高齢者などが使用のおむつ代の医療費控除については、

介護保険課 介護認定担当

TEL 21-3028 へお問い合わせください。

- 障害者手帳を持たない65歳以上の方で、認知症または常に寝たきりの場合、障害者控除の認定書を交付しますので、

高齢福祉課 相談支援担当

TEL 21-3025 へお問い合わせください。

介護が必要になった時に利用できる主なサービス

訪問による介護サービス

- 訪問介護：ホームヘルパーの訪問による身体介護や生活支援
- 夜間対応型訪問介護：夜間の定期巡回や随時訪問など必要に応じたサービス
- 訪問入浴介護：移動入浴車などでの訪問による入浴の介助
- 訪問リハビリテーション：理学療法士などの訪問によるリハビリテーション
- 訪問看護：看護師などの訪問による病状の観察、床ずれの手当て
- 居宅療養管理指導：医師、薬剤師などの訪問による医学的な管理や指導
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：ホームヘルパーと看護師の訪問サービス



通所・短期入所

- 通所介護（デイサービス）：通いによる入浴や日常動作訓練など
- 通所リハビリテーション：通いによるリハビリテーションなど
- 認知症対応型通所介護：認知症の方の通いによる入浴や日常動作の訓練
- ショートステイ：短期入所しながらの介護や機能訓練など



その他の在宅サービス

- 小規模多機能型居宅介護：通いを中心に訪問や泊りのサービスを組み合わせるサービス
- 看護小規模多機能型居宅介護：小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービス
- 福祉用具貸与：歩行器、住宅改修をとみなわない手すりなど福祉用具の貸与
- 福祉用具購入：ポータブルトイレなど福祉用具を購入した費用の一部を給付



介護予防・日常生活支援総合事業のサービス

総合事業の対象者は、65歳以上の方で、厚生労働省の定めた25の質問項目により生活機能の低下を判定する基本チェックリストを実施し、基準に該当した方です。ホームヘルパーの訪問やデイサービスを利用することができます。

総合事業の対象者は、要支援1または要支援2に相当する状態です。

基本チェックリストは、市役所や各支所の窓口で実施するほか、函館市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの職員が自宅に訪問し実施します。

(2) 地域の取り組み・資源

・認知症サポーター

認知症について正しい知識をもち、認知症の方や家族を温かく見守る応援者のことです。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、近所の方や商店街、郵便局、銀行、交番など地域で働く方たちが、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族が困ったときに手助けができる、認知症サポーターを養成しています。



ひとりでも多くの方が認知症の方や家族の応援者になることが、認知症になっても安心して暮らしていくまちづくりの第一歩です。

認知症サポーターになるためには養成講座の受講が必要です。



問合せ先 高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当

TEL 21-3081

・介護マーク

認知症の方の介護は、周りから見ると介護をしていることがわかりにくいいため、誤解や偏見を受けることのないよう、介護中であることを周囲に理解していただくために、介護マーク（名札）を作成し、希望する方に配付しています。



配付場所：市役所、各支所、各地域包括支援センター

子育てと親の介護を同時にしている世帯（ダブルケア）が増えています



子育てと介護の同時進行の大変さは、外からは見えにくく、認知症の方を介護していることは周りからはわかりづらいものです。

「まわりに話せる人がいない」「理解をしてもらえない」「余計な気をつかわれたくない・・・」など介護のことを身近な方には話しづらいと思う方も多いのではないのでしょうか。

「大変さをわかってもらえない」というのは気持ちがしんどくなる理由のひとつでもあります。

自分の思いを話すことで、気持ちが楽になるときもあります。

相談先 高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当 TEL 21-3065

・家族会

同じ悩みを持つ仲間同士で気持ちの共有や情報交換ができる場です。

介護している方、看取った方、関心と理解をもって応援して下さる方が会員となり、「会報発行」「集い」「電話・来所相談」や、「もの忘れカフェ」を開催しています。



問合せ先 函館認知症の人を支える会

若松町33-6 函館市総合福祉センター「あいよる21」3階

Tel 27-4060 木曜日 10時~15時

・認知症カフェ

認知症カフェは、「認知症の方とその家族、地域の方などどなたでも参加できるつどいの場」で、認知症に詳しい相談員（専門職）が参加しており気軽に相談できる場です。

市内各地で開催されています。茶話会もありますのでお茶を飲みがてらお話しませんか。



 函館市認知症カフェ 



問合せ先 高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当

Tel 21-3081

各地域包括支援センター 裏表紙一覧

・男性家族介護者のつどい

男性ならではの介護の悩みなど、介護者同士が交流ができるつどいの場です。

各回様々なテーマのミニ講話があり、専門職への個別相談も可能です。

日々の介護の中、ちょっとだけ一息つける・・・そんな場所です。

どうぞお気軽にお越しください。



 函館市 男性家族介護者のつどい 

問合せ先 高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当

Tel 21-3065

(3) お金の管理ややりくりに困ったら

・日常生活自立支援事業

認知症の方の福祉サービスや金銭管理を手伝います。

高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方や、在宅で生活する予定の方と社会福祉協議会が契約を結び、本人の意思決定を支援し、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理の支援を行っています。

費用は、1回（1時間程度）の利用で、1,200円と生活支援員の交通費実費がかかります。生活保護を受けている方は無料です。

問合せ先 北海道地域福祉生活支援センター（北海道社会福祉協議会）

TEL 011-290-2941

*制度の説明をご希望の方は、函館市成年後見センター（TEL 23-2600）でも対応できます

・成年後見制度

認知症などで理解力や判断力が不十分な方に代わり財産管理や福祉サービスの利用などについて、本人に代わって契約したりする方（後見人など）を決めることができる制度です。

函館市成年後見センター

判断能力に不安のある方の生活・財産管理に関する困りごとの「相談」や、成年後見制度の申立に関わる「手続き支援」や判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の活動支援を行っています。

問合せ先 函館市成年後見センター

若松町33-6 函館市総合福祉センター「あいよる21」2階

TEL 23-2600



何をどこに相談したらよいか困った時には、**函館市地域包括支援センター**（裏表紙一覧）へご相談ください。

・消費生活センター

商品・サービスに関する苦情や事業者とのトラブルについての相談、消費生活に関する問い合わせなどを行っています。消費生活専門相談員などが相談を受け、内容によって問題解決の助言や情報提供、場合によっては、あっせんなども行っています。

また、より専門的な相談や、消費生活にそぐわない場合は、その相談内容にあった窓口を紹介します。

相談先 函館市消費生活センター

美原1丁目26-8 亀田支所1階

TEL 83-7441

相談受付時間 午前9時から午後4時まで

休所日 土・日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）



・生活保護制度

生活を維持するためにあらゆる努力をしても、病気になったり、障がいのため働けなくなるなど、様々な理由で、生活費や医療費に困窮している方は下記へご相談ください。

個人の秘密は、法律により固く守られますので、安心してご相談ください。

問合せ先 生活支援課

TEL 21-3285

その電話はサギです！

犯人がよく使うコトバ

△△警察署のXXです

〇〇銀行職員のXXです

令和になり

古いキャッシュカードは
使えない

今からキャッシュカード
を取りに行かせます

高齢者を狙う特殊サギに気をつけてください。
架空料金請求サギ、オレオレサギ、還付金サギなどの被害が後をたちません。

警察や銀行だけでなく市役所や消防をかたるものもあります。

犯人は百戦錬磨！話しが長くなると誰でもだまされる危険性が高くなります。

まずは一旦電話を切って、家族や顔見知りの方、警察に相談してください。

「怪しいな？」と思ったら、
すぐ **110 番!!**



(4) 外出について悩んだら

・70歳からの高齢者交通料金助成制度

助成を受けるには交通系ICカード「イカすニモカ」を購入し、高齢者・介護総合相談窓口（市役所2階）および各支所窓口で申請手続きが必要です。

市電・函館バス（函館市内）の乗車運賃を、「イカすニモカ」で支払うと、年間10,000円を上限に乗車運賃の半額がポイントとして返金される助成制度です。

問合せ先 高齢福祉課 介護予防担当

TEL 21-3021

イカすニモカ



・車の運転・免許返納について

「もの忘れが多くなったが、このまま免許の更新をしてもいいのだろうか・・・」

「知らないうちに車のキズが増えている」など、

このようなお悩みのある方やご家族の方のために、運転免許試験場に安全運転相談の窓口があります。

また、運転免許証の自主返納と運転経歴証明書交付申請の手続きができる場所は、函館運転免許試験場と函館中央警察署および函館西警察署になります。

代理人による運転免許返納手続きもできます。



問合せ先

函館運転免許試験場 石川町149-23

TEL 46-2007 (代表)

問合せ先

中央警察署 五稜郭町15-5

TEL 54-0110 (代表)

西警察署 海岸町11-27

TEL 42-0110 (代表)



タクシー会社による割引制度

運転免許証を自主返納した方や、高齢者（年齢基準は様々に設定）の方へ、タクシー運賃を1割引にする会社が増えてきております。

運転経歴証明書の提示が必要な場合もあります。

詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。



また、運転免許証を自主返納した方への割引があるタクシー会社一覧を市のホームページに掲載しております。



問合せ先 交通安全課

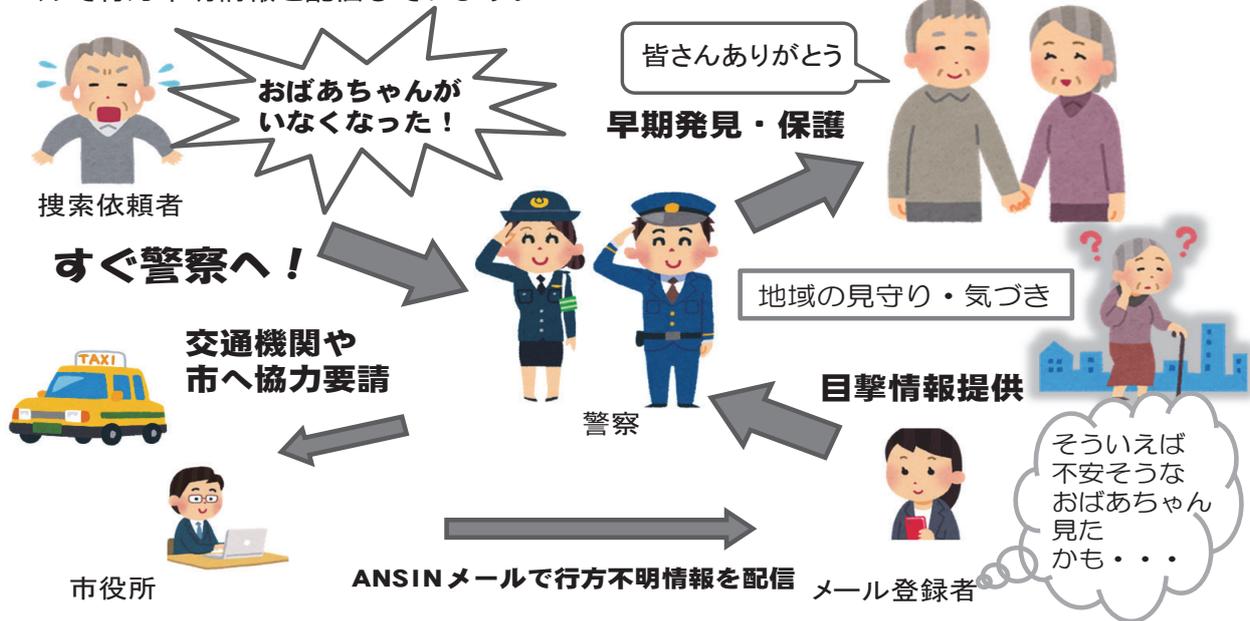
TEL 21-3190



SOSネットワーク (ぬくもりネットワーク)

～行方不明高齢者を早期に発見し保護します～

認知症高齢者等の行方が分からなくなったときは、すぐに下記の警察署またはお近くの交番、駐在署へご連絡ください。警察の捜索をはじめ、交通機関やラジオ局などの捜索協力のほか、メールで行方不明情報を配信しています。



函館中央警察署生活安全課 TEL 54-0110(代表)

函館西警察署生活安全課 TEL 42-0110(代表)

のほか、お近くの交番へご連絡ください

*夜間、土・日・祝日でも警察署の当直で受け付けています

函館市ANSINメールの登録について

配信カテゴリ：安心・安全情報



「函館市ANSINメール」は、緊急性の高い安心安全情報や市政情報等を電子メールで配信するものです。

登録方法

hkd-ansin@kmel.jp へ空メールを送信してください。折返し案内メールが届きます。

(通信費は利用者負担)

X (旧ツイッター) (アカウント@Hakodate_ANSIN) でも情報を確認できます。



※目撃情報等はANSINメールへ返信せず、直接お近くの交番へ提供願います。

問合せ先 高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当

TEL 21-3081

7 若年性認知症の方へのご案内

・若年性認知症とは

65歳未満で発症した認知症（アルツハイマー型、脳血管性、前頭側頭型、レビー小体型等）のことで、現役で仕事をしていたり、主婦だったり、子育てや親の介護をしていたり・・・全国では、3万7,800人*いるといわれています。

「若年性認知症」と診断され、治療が始まっても、本人だけではなく、家族も不安や焦りが大きくなりがちです。相談先に話してみませんか？

*平成21年3月厚生労働省の研究班の調査結果より

NPO 法人北海道若年認知症の人と家族の会 (北海道ひまわりの会)

相談時間：毎週火・水・木曜日（祝日・年末年始を除く）10：00～15：00

TEL 011-205-0804

090-8270-2010

若年性認知症コールセンター

相談時間：月～土（祝日・年末年始を除く）10：00～15：00

水曜日10：00～19：00

TEL 0800-100-2707（フリーコール・無料）

「若年性認知症」と診断され、一定の精神障がいの状態にあることが認定されると、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。脳血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は「身体障害者手帳」に該当する場合があります。これらの手帳があれば、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合があります。

いったん退職してしまうと再就職するのは難しい場合が多いので、できれば今の職場で続けて働けるとよいでしょう。上司や、人事担当者、産業医等と話し合い、職場の理解を得られるように相談しましょう。仕事の内容によりますが、配置転換をしてもらったり、障がい者雇用の枠に入るといった方法もあります。

いずれにしても早期診断がポイントで、軽度であれば仕事を続けられる可能性があります。

若年性認知症ハンドブック（厚生労働省老人保健健康増進等事業）から抜粋

若年性認知症の方が受けられる主なサービス

<p>介護保険サービス</p>	<p>65歳未満の人でも、認知症と診断され、要介護認定を受けた場合「介護保険サービス」を利用することができます。</p> <p>問合せ先 高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口 TEL 21-3025</p>
<p>障がい福祉サービス</p>	<p>障害者総合支援法による障がい者のサービスがあります。</p> <p>サービスを利用するためには、一定の要件がありますのでお問い合わせください。</p> <p>※障がいを証明するもの（精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、ICD-10コードが記載された診断書のいずれか）が必要です。</p> <p>問合せ先 障がい保健福祉課 相談支援・精神保健担当 TEL 21-3077</p>
<p>障害者手帳</p>	<p>若年性認知症の方が、一定の障害の状態にあり、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある場合、その程度により「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。</p> <p>血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は、「身体障害者手帳」に該当する場合があります。</p> <p>この手帳により、税の控除、各種割引などが受けられます。</p> <p>問合せ先 障がい保健福祉課 相談支援・精神保健担当 TEL 21-3077</p>
<p>自立支援医療 (精神通院医療)</p>	<p>若年性認知症のため、指定の医療機関等で継続的な通院治療を必要とする場合に医療費の負担が軽減される制度です。</p> <p>問合せ先 障がい保健福祉課 相談支援・精神保健担当 TEL 21-3077</p>
<p>障害年金</p>	<p>病気やケガをして障害の状態になり日常生活や仕事に支障がある場合に受け取ることができる公的年金です。受給には障害の程度のほか、保険料の納付状況など一定の要件があります。</p> <p>問合せ先 函館年金事務所 TEL 31-9086</p>
<p>国民年金 保険料の免除</p>	<p>60歳未満の自営業の人や会社を退職した方、会社を退職した方の配偶者で60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者となり、保険料を支払います。</p> <p>病気や退職などで収入が減って、保険料の支払いが困難になった場合は、保険料の免除制度があります。</p> <p>問合せ先 国保年金課 年金担当 TEL 21-3159</p>
<p>傷病手当金</p>	<p>「全国健康保険協会」または「健康保険組合」など健康保険に加入している本人（被保険者）が、若年性認知症などの病気や業務外のケガ等で仕事を休み、給料をもらえないときに、その間の生活を保障するための「現金給付制度」です。病気やケガで3日以上連続で休んだ場合、4日目から支給されます。支給期間は支給開始日から最長1年6か月です。</p> <p>問合せ先：会社の総務または人事などの担当課 全国健康保険協会各支部・年金事務所内の全国健康保険協会窓口</p>

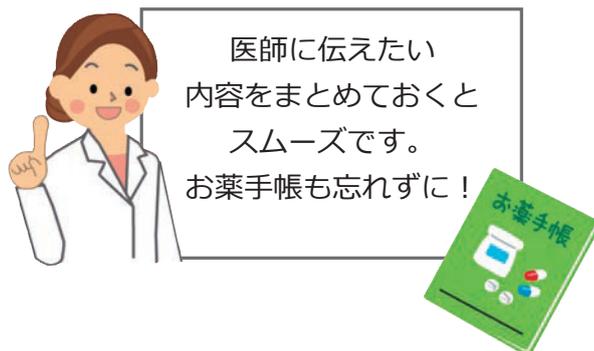
8 受診を考えたら

(1) かかりつけ医

かかりつけ医は、日頃から本人の健康状態や持病などを把握していますので、健康に関することを何でも相談しやすく、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれます。

認知症になる前から健康診断や予防接種等の機会を通じて、かかりつけ医を近所に探しておくことをおすすめします。

介護保険を申請するには、かかりつけ医（主治医）の作成する「主治医意見書」が必要になります。



気になることなどをメモしておきましょう

- ・いつ頃から様子が変わってきたか
…性格や習慣などがどんな風に変化したか
- ・具体的に困っている症状
- ・症状が日によってや時間帯によって変化があるか
- ・既往歴や現病歴

(2) かかりつけ薬局

処方箋の薬を受け取るかかりつけ薬局を持ちましょう。重複処方や危険な飲み合わせなどの相談ができます。

(3) 認知症疾患医療センター

かかりつけ医や函館市地域包括支援センターなどと連携を図りながら、認知症の鑑別診断*、治療、医療相談等の専門医療を提供します。

* 鑑別診断：認知症の有無、原因疾患、重症度などを見極めるための診察と検査を行うこと

医療機関名	所在地	電話
亀田北病院 認知症疾患医療センター	石川町 191-4	0120-010-701
富田病院 認知症総合医療センター	駒場町 9-18	52-1101
函館渡辺病院 認知症疾患医療センター	湯川町 1-31-1	0120-596-676

(医療機関は五十音順に掲載しています)

受診の際は、紹介状や予約が必要となります。
必ず電話で問合せの上、受診してください。

(4) 認知症サポート医のいる医療機関

本人・家族が「いつもの様子とちがう」「おかしいな」と思った時は、早めにかかりつけ医に相談することが大切です。

かかりつけ医がない方は、下記の医療機関を参考にしてください。

* 認知症サポート医は、認知症の人の診断に習熟した医師で、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに、地域包括支援センター等への支援協力や連携を推進する役割を担う医師です。

医療機関名	所在地	電話
共愛会病院	中島町7-21	51-2111
函館新都市病院	石川町331-1	46-1321
ピュアこころのクリニック	大川町8-24	83-8668
ゆのかわメンタルクリニック	湯川町1-29-11	59-3331

(医療機関は五十音順に掲載しています)

(5) 在宅歯科医療連携室

歯科医院への通院が困難な高齢者やその家族のために、歯科治療や口腔ケアなどの相談を受ける窓口です。

- ・ 歯の痛み、入れ歯が合わない
- ・ 治療した歯が取れた
- ・ 食べ物がかめない、飲み込めない
- ・ はぐきが腫れた などのお悩みのある方は、お気軽にご相談ください。



患者さん・患者さんの関係者の方

道南圏域在宅歯科医療連携室

Tel・Fax 76-0039

連携室専任の歯科衛生士による事前訪問

無料

あらかじめ、お口や全身の状態を確認させていただきます。

歯科医師の訪問

有料

特に希望がない場合、居宅の住所、治療内容を考慮のうえ連携室の協力歯科医師（函館歯科医師会会員）が連絡をとって直接、自宅（施設）に訪問し在宅歯科診療を行います。

基本的に健康保険または介護保険の適用範囲内の内容で行いますので、患者1割～3割負担費用のみ徴収いたします。

問合せ先 道南圏域 在宅歯科医療連携室

五稜郭町23-1 函館市総合保健センター1階(函館口腔保健センター内)

TEL 76-0039

月曜日～金曜日 10時～16時

(木曜日は午前のみ)

9 相談先について

(1) 市役所

保健師が、本人や家族などから認知症に関する相談を受け、必要に応じて訪問するほか、関係機関の紹介や医療機関の情報提供などを行います。

高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当

TEL 21-3081



身近な方が認知症になったら、誰でもとまどいを感じます。

突然始まり、終わりが見えない介護は、家族の方に大きな影響を与えます。

介護する家族の方が健康であること、介護の負担を軽くすることが、自宅での生活を続けていく上で大切です。地域の人や公的サービスも活用し、一人で悩んだり抱え込まないでご相談ください。

はこだてオレンジケアチーム

～函館市認知症初期集中支援チーム～

認知症になっても住み慣れた自宅、地域で安心して暮らせるよう、チーム員（複数の専門職）が家庭を訪問し、認知症の症状など困っていることの相談に応じ、医療機関と連携しながら、本人や家族の支援を概ね6ヵ月間集中的に行います。

問合せ先 高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当

TEL 21-3081

(2) 函館市地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職が、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な支援を行います。



お気軽にご相談ください（相談無料）

介護サービスのことを 相談したい…

高齢者の方や家族、地域の方々からの様々な相談に応じ、適切なサービスや制度につなげるなどの支援を行います。

いつまでも元気に暮らしたい…

介護が必要になることを予防するため、身体状況に合った健康づくりや介護予防についての相談に応じます。

住み慣れた地域で暮らし 続けたい…

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の様々な機関や専門職と連携・協力できる体制づくりを行います。

近所に心配な高齢者の方が いるんだけど…

高齢者虐待の防止や、成年後見制度の利用支援、消費者被害の防止など、高齢者の権利を守るための支援を行います。

市内には、10か所の函館市地域包括支援センターがあります。



*お住まいの地域を担当する各センターの連絡先は、裏表紙に記載しておりますので、ご確認ください。

(3) 函館市医療・介護連携支援センター

医療と介護の両方を必要とされる高齢者が、住み慣れている地域で安心して自分らしく生活していけるように、市民の皆さまからの在宅医療などに関する不安やお悩みのご相談をお受けしたり、高齢者の医療・介護に携わる方々の連携についてサポートをしております。

相談先 富岡町2丁目10-10(函館市医師会病院内1階)

TEL 43-3939 *相談料は無料です

(4) その他

医療機関名	所在地	電話
函館市社会福祉総合相談センター ・認知症高齢者処遇相談 (第2・第4木曜日 10時~15時)	若松町33-6 あいよる213階 (函館市社会福祉協議会)	23-8969
函館認知症の人を支える会 ・認知症の相談 (毎週木曜日 10時~15時)	若松町33-6 あいよる213階 (赤とんぼの会)	27-4060
◆NPO法人 北海道若年認知症の人と家族の会 (毎週火・水・木曜日 10時~15時)	札幌市中央区北3条 西7丁目 緑苑ビル608 (北海道ひまわりの会)	011-205-0804 090-8270-2010
◆北海道認知症コールセンター 北海道認知症の人を支える家族の会 (平日 10時~15時)	札幌市中央区北2条 西7丁目かでる2・7 4階	011-204-6006

◆若年性認知症コーディネーターが配置されている相談機関

高齢者虐待についての相談先

「高齢者虐待防止法」では高齢者(65歳以上の人)の虐待とは、家族など養護者(介護者)による虐待または介護施設従事者などによる虐待と定義しています。

虐待問題の難しいところは、養護者(介護者)が介護により心身共に疲労し、追い詰められていることが少なくないことです。虐待していることに気づいても、様々な理由で自分では歯止めが効かなくなっていることもあります。

高齢者の虐待を防ぐためには、高齢者からのサインに気づき、ためらうことなく通報していただくことが大切です。また、介護の負担を軽減する対策をとること、問題が生じているときは第三者が介入するなどして、虐待の芽を摘むことが大切です。

高齢者の人権が侵害される高齢者虐待については、下記へご相談ください。

相談先 高齢福祉課 相談支援担当 TEL 21-3025

函館市地域包括支援センター 裏表紙一覧

<参考資料>

- ・市川市認知症ガイドブック（第2版）
- ・とくしま認知症支援ガイドブック
- ・認知症ガイドブック（松戸市版認知症ケアパス）
- ・前橋市「認知症ケアパス」
- ・認知症ささえあいガイドブック（金沢市）

<協力>

- ・函館認知症の人を支える会
- ・亀田北病院認知症疾患医療センター
- ・富田病院認知症総合医療センター
- ・函館渡辺病院認知症疾患医療センター
- ・函館市認知症初期集中支援チーム検討委員会

<函館市認知症地域支援推進員連絡会構成団体>

- ・函館市地域包括支援センターあさひ
- ・函館市地域包括支援センターこん中央
- ・函館市地域包括支援センターときとう
- ・函館市地域包括支援センターゆのかわ
- ・函館市地域包括支援センターたかおか
- ・函館市地域包括支援センター西堀
- ・函館市地域包括支援センター亀田
- ・函館市地域包括支援センター神山
- ・函館市地域包括支援センターよろこび
- ・函館市地域包括支援センター社協
- ・函館市保健福祉部高齢福祉課



函館市地域包括支援センター

地域の認知症に関する相談窓口として、お気軽にご相談ください。

あ さ ひ		
(函館総合在宅ケアセンターあさひ内) 旭町4番12号 ☎ 27-8880		
・入舟町	・船見町	・弥生町
・弁天町	・大町	・末広町
・元町	・青柳町	・谷地頭町
・住吉町	・宝来町	・東川町
・豊川町	・大手町	・栄町
・旭町	・東雲町	・大森町

こ ん 中 央		
(特別養護老人ホーム松濤となり) 松風町18番14号 ☎ 27-0777		
・松風町	・若松町	・千歳町
・新川町	・上新川町	・海岸町
・大縄町	・松川町	・万代町
・中島町	・千代台町	・堀川町
・高盛町	・宇賀浦町	・日乃出町
・的場町	・金堀町	・広野町

と き と う		
(こんクリニック時任内) 時任町35番24号 ☎ 33-0555		
・大川町	・田家町	・白鳥町
・八幡町	・宮前町	・時任町
・杉並町	・本町	・梁川町
・五稜郭町	・柳町	・松陰町
・人見町	・乃木町	・柏木町

ゆ の か わ		
湯川町1丁目15番19号 ☎ 36-4300		
・川原町	・深堀町	・駒場町
・湯浜町	・湯川町1～3丁目	
・花園町	・日吉町1～4丁目	

西 堀		
富岡町3丁目12番25号 ☎ 78-0123		
・富岡町1～3丁目		
・中道1～2丁目		
・鍛冶1～2丁目		

亀 田		
(亀田病院敷地内) 昭和1丁目23番8号 ☎ 40-7755		
・美原1～5丁目	・赤川町	
・赤川1丁目		
・亀田中野町		
・北美原1～3丁目	・石川町	
・昭和1～4丁目		

た か お か		
(介護老人福祉施設サテライト百楽園内) 高丘町3番1号 ☎ 57-7740		
・戸倉町	・榎本町	・上野町
・高丘町	・滝沢町	・見晴町
・鈴蘭丘町	・上湯川町	・銅山町
・旭岡町	・西旭岡町1～3丁目	
・鱒川町	・寅沢町	・三森町
・紅葉山町	・庵原町	・亀尾町
・米原町	・東畑町	・鉄山町
・蛾眉野町	・根崎町	・高松町
・志海苔町	・瀬戸川町	・赤坂町
・銭亀町	・中野町	・新湊町
・石倉町	・古川町	・豊原町
・石崎町	・鶴野町	・白石町

神 山		
(神山小学校並びグループホーム神山併設) 神山1丁目25番9号 ☎ 76-0820		
・山の手1～3丁目		
・本通1～4丁目		
・陣川1～2丁目	・陣川町	
・神山1～3丁目	・神山町	
・東山1～3丁目	・東山町	
・亀田大森町	・水元町	

よ ろ こ び		
(ユニット型介護医療院喜郷内) 桔梗1丁目14番1号 ☎ 34-6868		
・浅野町	・吉川町	・北浜町
・港町1～3丁目	・追分町	
・亀田町	・桔梗町	
・桔梗1～5丁目	・西桔梗町	
・昭和町	・亀田本町	・亀田港町

社 協	ブ ラ ン チ か や べ
(函館市戸井支所内) 館町3番地1 ☎ 82-4700	(函館市南茅部支所内) 川汲町1520番地 ☎ 25-6034
・戸井地区	・恵山地区
・榎法華地区	・南茅部地区

2022年4月1日現在

令和6年9月発行 (平成28年4月初版)

編 集：函館市認知症地域支援推進員連絡会

発 行：函館市保健福祉部高齢福祉課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3081 (家族介護支援・認知症担当)